

身体障害者手帳の申請について

1 身体障害者手帳とは

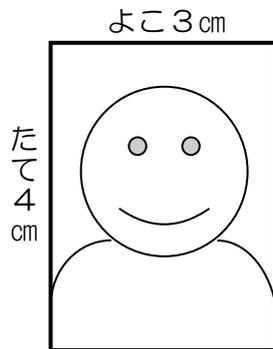
身体障害者手帳は、目や耳、手足などに一定の永続する障がいがある方を対象とし、本人（保護者）の申請によって交付されるものです。

身体障害者手帳の交付を受けると、日常生活の自立を支援する福祉の制度が利用できるようになります。

2 身体障害者手帳の申請に必要なもの

- ◎ 診断書（指定医師で受診してください。）
- ◎ 申請書
- ◎ 顔写真1枚（顔を大きく撮ってください。小さすぎる場合、再度撮り直しを依頼することがあります。）

用紙は各区役所・各総合出張所にあります。



- ・たて4cm×よこ3cm
- ・1年以内のもの
- ・脱帽、サングラス等かけていないもの
※特別な事情があり、髪を覆う必要がある場合はご相談ください。
- ・カラー、白黒どちらでも可
- ・ポラロイド類、フォトプリンター等で印刷したものは不可
- ※窓口にて、このサイズにカットいたします。貼らずにお持ちください。

- ◎ 今お持ちの身体障害者手帳（再交付申請の場合のみ）
- ◎ マイナンバー関連書類
 - ・個人番号カード または 個人番号通知カード
 - ・窓口にいらっしゃる方の身分証明書（個人番号カード・運転免許証等）

3 受付窓口

- ・ 各区役所 福祉課（中央・東・西・南・北）
- ・ 各総合出張所（託麻・河内・天明・幸田・城南・清水・龍田）

4 身体障害者手帳交付決定について

身体障害者手帳の交付については、目安として2か月ほどかかります。医学的判断を要する場合は、別途期間を要することがあります。

申請時の診断書内容における医師意見等級はあくまで参考意見であり、決定ではありません。内容の変更や非該当となる場合もあります。また、認定にあたり、必要に応じ医師に直接照会することがあり、その際に医師により診断書が訂正されることがあります。

なお、手帳ができましたら、受け取りに来ていただくように通知書を送付します。

身体障害者手帳所持に伴い利用できる福祉制度の説明は、受け渡し時に行います。

◆◆◆◆ お問い合わせ先 ◆◆◆◆

- ・ 中央区役所福祉課 096-328-2313
- ・ 東区役所福祉課 096-367-9127
- ・ 西区役所福祉課 096-329-5403
- ・ 南区役所福祉課 096-357-4129
- ・ 北区役所福祉課 096-272-1118